

感染症部会「感染症技術ワーキンググループ」における  
感染症サーバランスの見直しについて（今後の検討予定）

## 1 見直しの背景

感染症法制定時に策定されて以降、既に 5 年を経過した現行のサーバランス体制について、新たな科学的知見に基づき見直しの必要性が生じたもの

## 2 検討の進め方

- (1) 現行疾患についての症例定義、届出の基準と事項、様式等について検討
- (2) 見直しの素案は、結核感染症課と感染研情報センターで作成
- (3) 検討結果は、平成 17 年 3 月を目途に、本ワーキンググループより感染症部会に報告

## 3 ワーキンググループメンバー

法令で規定する全ての感染症の症例定義の見直し等詳細な検討を要することから、既任命委員に加え感染症の分野に応じた委員を追加する。

## 感染症部会「エイズ・性感染症ワーキンググループ」における

### 「特定感染症予防指針」の検討について（今後の予定）

#### 1 検討の背景

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条に基づき、現在、インフルエンザ、後天性免疫不全症候群、性感染症については、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして、特定感染症予防指針が定められている。

特定感染症予防指針については、いずれも少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされているが、後天性免疫不全症候群については平成11年10月に、性感染症については平成12年2月に策定されており、再検討の時期に当たっている。

#### 2 検討の進め方

- (1) 後天性免疫不全症候群及び性感染症の発生動向、若年者の行動様式の変化等を踏まえ、再検討を行う。
- (2) 見直しのための素案は、疾病対策課と結核感染症課で作成する。

(3) 検討結果については、平成17年5月を目途に、本ワーキンググループより感染症部会に報告する。

### 3 ワーキンググループメンバー

エイズ及び性感染症について、最近の動向を踏まえて、総合的な検討を要することから、既任命委員に加え、感染症の分野に応じた委員を追加することとする。

## 「急性脳症」事例にかかる状況リスト

資料 4

	公表日	症例数	腎機能障害	スギヒラタケ 摂取	死亡例
新潟県	10月21日 (木)	21	18	21	6
山形県	10月21日 (木)	7	7	5	3
秋田県	10月22日 (金)	24	21	22	6
福島県	10月25日 (月)	2	2	2	0
石川県	10月26日 (火)	1	1	1	0
宮城県	10月26日 (火)	1	1	1	0
岐阜県	10月27日 (水)	1	0	1	0
福井県	10月29日 (金)	1	1	1	1
鳥取県	11月11日 (木)	1	0	1	1
合計		59	51	55	17

※ 公表日は、自治体が最初に今回の事例の公表を行った日。

※ 症例数等は、公表日以降の追加情報を加えた数値。

※ スギヒラタケの摂取は、現在確認がとれた者の数。

## テロの未然防止に関する行動計画（概要）

平成 16 年 1 月 10 日  
国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部

### 第3 今後速やかに講すべきテロの未然防止対策

#### 3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

##### ⑧生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立

生物テロを未然に防止するためには、これに使用されるおそれのある病原性微生物及び毒素（以下「病原性微生物等」という。）に関する適正な管理体制を確立し、テロリストがこれらの病原性微生物等入手することを阻止することが極めて重要である。

この点に関し、米・英等諸外国においては、病原性微生物等を保有する施設に対し、国への登録等を義務付けることなどにより管理体制の適正化を図っているところであるが、我が国においては、研究者や施設管理者の自主性に委ねられているに過ぎず、必ずしもすべての施設で適正な管理体制が確立しているとは限らない。

そこで、厚生労働省、経済産業省、文部科学省及び農林水産省は、当面の措置として、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのある病原性微生物等を保有する施設に対し、保有している病原性微生物等の種類及び保管方法を国に対して定期的に届け出るよう指導することとする。

また、厚生労働省は、病原性微生物等に関する適正な管理体制の確立を図るため、感染症の病原体を保有している者に対し、国及び都道府県に対する届出を義務付けるとともに、病原体の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すことなどを内容とする法改正について検討を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案を平成18年の国会に提出することとする。

## 動物由来感染症対策の強化について

(6月4日開催厚生科学審議会感染症分科会の意見を踏まえて)

平成16年7月9日 政令を改正し、獣医師等の届出対象の感染症及び動物として、サルの細菌性赤痢、鳥類に属する動物のウエストナイル熱及び犬のエキノコックス症を追加（平成16年10月1日施行）。

政令により動物輸入届出制度の施行日を平成17年9月1日と規定。

平成16年9月15日 省令を改正し、動物の輸入届出制度の届出対象動物として、「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目及び兎目に属する動物の死体（ホルマリン及びエタノール標本を含む）」と規定するとともに、届出事項（添付書類を含む）及び衛生証明書の記載内容を規定。

省令を改正し、都道府県等が、感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体に関する情報を入手した際に法15条に基づく感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の迅速かつ的確な実施を確保するための実施規定を整備（16年10月1日施行）。

平成16年12月2日 ペット用サルの輸入を認めないことについて、パブリックコメントの募集を開始（平成16年12月31日まで）。

## 動物由来感染症に対する対策の強化について（意見）

（「輸入動物対策」と「国内の感染源動物対策」）

〔平成16年6月4日〕  
〔厚生科学審議会感染症分科会〕

感染症法の改正に基づき新たに創設される動物の輸入届出制度については、動物由来感染症ワーキンググループでの検討を踏まえ、対象は「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目の死体」とし、届出事項及び衛生証明書の内容は、げっ歯目について管理された施設において繁殖されたものであることを確認事項とする等、ワーキンググループ検討報告を参考に定めるべきである。なお、現在地域を限定して輸入が認められているサルについては、今後ペット用の輸入は認めないこととし、輸入されるサルは現行のエボラ出血熱等の検疫に加え、細菌性赤痢等に感染していない旨の証明書を求めるべきである。

さらに感染症法改正により4類感染症が獣医師等の届出対象に追加されたこと等を踏まえ、エキノコックス症対策、ウエストナイル熱対策等の推進を図るために、獣医師の届出対象疾病の追加を行う等、感染源動物の発生動向調査体制の整備を図るべきである。また海外から、我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性の高い空海港地域においても、侵入動物対策の推進を図るべきである。